

常任委員会



総務委員会

開会日 11月25日（金）・28日（月）
案件 議案11件・報告2件等

●豊島区個人情報保護の保護に関する法律施行条例

今回、3本の法律が統合され、また所管が個人情報保護委員会に一元化されるということだが、法改正の趣旨は。

大規模災害や感染症対応において、自治体間や国と自治体での個人情報保護の連携について支障が出ていた点の解消及び、個人情報保護とデータの活用を両立する点が特徴。

●豊島区個人情報保護審議会条例

これまでの豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会はどのような場合に開かれていたか。

個人情報保護を目的外利用等する場合、審議会に諮問して、取扱いの是非について判断いただいていた。

今後の豊島区個人情報保護審議会はどのような場合に開かれるのか。

所掌事項は安全管理措置、運用の細則、区独自の規定、条例の改廃となっている。主な諮問事項は安全管理措置であり、具体的には、国はサイバーセキュリティに関するものとしており、本区や他自治体で事故等が起きた場合、対応や再発防止について審議いただく。また、諮問事項以外に、個人情報保護ファイル簿の状況や個人情報保護委員

は35.0%で、2年度と比較し1.3ポイント、受診者数では367人増えている。

来年度保険料について、上がる可能性が高いと聞いており、加入者の負担が大変になるのではないかと心配している。少しでも負担が増えないように努力をしてほしいが、いかがか。

来年度保険料は係数を基に算定されるが、例年、12月末頃に確定係数が出る。その確定係数が出たところで、特別区として、どのような抑制策が取れるかという点を研究、検討していきたいと考えている。

今回の補正予算の特徴は。3年度の剰余金が12億5千万円余りあったことが大きな特徴であり、保険料のコロナ減免の措置を取ったところが大きく寄与していると考えている。

補聴器購入費助成制度の拡充を求める陳情

補聴器購入費助成額の限度額2万円は、23区では最低のラインである。助成額の拡充等について、区の認識は。

補聴器を必要とする方が利用しやすい制度を確立していくことが必要である。助成額の拡充、対象範囲の拡大、正しい補聴器装用の知識の普及啓発なども含めて、現在検討中である。

ひきこもりに係る調査の実施結果について

町会、民生委員・児童委員、青少年育成委員への調査結果から、他人の事情にどこまで踏み込んでいか分らないとの回答が多かった。区の見解は。

地域の皆様が手探りで見守りや、ひきこもり相談に対応している状況が見えてきた。今後、地域に向けて見守りのヒントと

都市整備委員会

開会日 11月29日（火）
案件 議案3件・陳情3件・報告3件等

●豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（一部改正）

今回の条例改正の内容は。臨時あるいは多量の排出ごみ、事業系一般廃棄物処理手数料が改定される。

前回3.5円、今回6円価格が上昇しているが、上昇の要因は。6年ぶりの改定であることが人件費等が上昇していることが考えられる。

改定後の粗大ごみ処理手数料が、10kgまで据置きになっっている理由は。

100円未満は切り捨てのため、現行と同じ金額になる。コロナ禍で改定を2年延長したが、次回改定に合わせてもよかったのでは。

元年10月の消費税率引上げが反映されていないこと、廃棄物処理事業者団体から上限を上げる要望があったことなどから今回の改定となった。

●豊島区立自転車等駐車場の指定管理者の指定

何団体の応募があったか。応募があったのは5団体。指定管理者が替わっても、一般開放の利用方法のルールなどは継続していくのか。

新しい管理者になっても、これまでのルールを遵守しても

らえるように働きかけていく。

前回事業者が変更になったとき、スポーツ施設で引継ぎがうまくいかなかった。そういったことがないようにしてほしい。

混乱がないよう、区も間に入ってしっかり引継ぎしていく。施設のことを分かっている窓口の職員は替わらず良かったので、雇用の継続はあるのか。

本人の希望があれば、面接等の後に継続して雇用すると聞いている。

共同事業体が管理する場合、クレーム対応がうまくいかなくなるのではないか。

同一の事業者で管理するほうが情報共有の面で有効である。区民からの意見にどのように対応したのか。

区に直接あった意見や、指定管理者で解決しなかった問題については、区と指定管理者が一緒に取り組んで対応している。

子ども文教委員会

開会日 11月29日（火）
案件 議案2件・陳情2件・報告4件等

●豊島区立保育所条例（一部改正）

今後の区立保育園民営化の予定は。

平成26年に決定した3園の民営化は、今回の東池袋第一保育園で終了。現在、新たな区立保育園民営化の計画はない。

民営化する保育園を選んだ根拠は。

地域の区立、私立保育園のバランスや交通の利便性がよく希望者が多く見込まれることなどを踏まえ総合的に検討し選定。区立保育園の民営化につい

て、区の認識は。

民営化により、延長保育、休日保育、病後児保育など特別保育事業が拡充できる。また、区立保育園では実施が難しい英語や体操教室、リトミックなどの保育プログラムも実施でき、区立、私立保育園のそれぞれの特徴を活かした保育の選択肢を提供できると認識している。

選定事業者であるHITOWAキッズライフ株式会社の本区での実績は。

区内で3園の認可保育園を運営していただいている。

選定の方法は。

書類審査、運営施設の状況確認、プレゼンテーション審査を経て、審査委員会にて選定。

●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

事業者の交代で利用方法が変わり、前まで出来ていたことが出来なくなり、区民から苦情が殺到したこともあった。今回は現状の環境のまま引き継ぎをしていただきたい。

前回の反省を踏まえ、しっかりと引き継ぎができるような内容でプレゼンテーションをしていただいていた。区としても区民に迷惑がかからないよう、サポートしていく。

選定に当たって、地元の声や使用者の声は反映しているか。

指定管理については、年1回のモニタリングの中で利用者の声を調査し、評価している。この評価は選定委員会の資料となっており、利用者の声を反映した結果となっている。

プレゼンテーションで新たな取組の提案があったか。早朝、夜間の開館時間延長や託児付教室の提案があった。